

コロナの影響で相談が個別化され、法律や人事だけでは受け止めきれない場合があります。企業が契約している相談機関に「EAP」というものがあります。これはどういう業種なのでしょうか？

EAP (Employee Assistance Program) は 1920 年代の米国のアルコール問題からスタートし、現代では「従業員援助プログラム」と訳されます。メンタルヘルス対策として導入する企業も多いですが、元来は、事業所において従業員へ提供される、仕事の業績に関わるような個人的問題に対しての福利厚生ケアの総称です。

日本には EAP を業とする会社が多数あります。EAP は企業と契約をします。一般的に、企業は福利厚生の一環として、労働者に EAP の相談員とカウンセリングをする機会などを与え、結果、企業としては離職のリスクを減らすことなどを目指します。EAP によって契約の内容＝つまり提供するサービスは様々です。

EAP のカウンセラーは、公認心理師 (国家資格)、臨床心理士 (民間資格)、産業カウンセラー (民間資格)、キャリアコンサルタント (国家資格)、精神保健福祉士 (国家資格) など様々です。それぞれの強みを活かし、相談にあたります。

ちなみに、面談カウンセリングが 5 回まで無料、それ以降は有料、ということがあります。米国では保険は自費で入るので、保険適用のカウンセリングが 5 回までということが多く、日本の会社もこれに倣うことがあるためです。

企業が EAP を導入していない場合は行政の相談機関をお勧めします。

検索は「いのちと暮らしの相談ナビ」(厚労省、総務省の HP にも掲載しています)

<http://lifelink-db.org/>

☆☆☆

文責：中條幸子 (公認心理師・社会保険労務士)

☆☆☆少しでも皆様の日々の対応にお役に立てれば幸いです。随時、情報を出していきます

☆☆☆